

五本松公園基本・詳細設計業務委託に関するプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、旧福山市体育館跡地及び五本松公園（以下「旧体育館跡地等」という。）における「(仮称)まちづくり支援拠点施設」及び「(仮称)子ども未来館」の整備、並びに「大阪・関西万博シグネチャーパビリオン（いのちの遊び場 クラゲ館）」の誘致に伴い、五本松公園の再整備に向けた基本設計及び詳細設計を行うものである。実施にあたっては、旧体育館跡地等に新たに整備される各施設と意匠的な調和を図るとともに、来園者の利便性に配慮した円滑な動線の確保や、各施設が連携したイベント等の開催を可能とする柔軟な空間構成など、機能的な連携による一体的な空間形成を図る必要がある。

また、当該エリア周辺には「エフピコアリーナふくやま」や「芦田川緑地かわまち広場」、「総合体育館公園」といった集客力の高い施設が集積しており、本市における健康・スポーツを核とした新たな賑わいの拠点となっている。本業務では、これら周辺施設との機能的な役割分担を明確化し、それぞれの特性を相乗的に活かすことで、利用者の利便性および満足度のさらなる向上に寄与する公園運営の基盤を構築することを目指す。

以上の背景および諸条件を適切に踏まえた再整備設計を実現することにより、周辺エリア全体の魅力を高め、回遊性の強化と持続可能な賑わいの創出を図ることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 五本松公園基本・詳細設計業務委託
- (2) 業務場所 福山市草戸町五丁目地内
- (3) 業務内容 別紙「五本松公園基本・詳細設計業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務履行期間 契約締結の日から2027年（令和9年）10月29日（金）まで

3. 委託費（又は予算額）

委託費（予算額）の上限は83,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

内訳	費用（税込み）	2026年度（令和8年度）	2027年度（令和9年度）
基本設計	31,141,000円	9,340,000円	21,801,000円
詳細設計	52,059,000円	15,610,000円	36,449,000円

4. 選定方法及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。

また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5. 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 2025年度（令和7年度）・2026年度（令和8年度）福山市入札参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。
- (5) 2016年度（平成28年度）以後において、以下に掲げる業務の履行実績を1件以上有すること。
 - ・国又は地方公共団体等がプロポーザル方式で発注した、設計対象面積11,000㎡以上の都市公園または都市緑地の基本設計（再整備を含む）
- (6) 対象業務に必要な管理技術者及び照査技術者として、次のいずれかの資格を有する者を配置できる者。
なお、それぞれの技術者を同一人が兼ねることはできないものとする。
 - ・技術士法（昭和58年法律第25号）における技術部門の中で、建設部門（選択科目「都市及び地方計画」に限る。）に合格し、同法による技術士の登録を受けている者
 - ・シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の登録部門の中で、「都市計画及び地方計画」部門での登録を受けている者
- (7) 福山市暴力排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者であること。

6. 参加申込の手続き等

(1) 担当課

担当課 福山市 建設局 都市部 公園緑地課 工務担当

住所 〒720-8501 福山市東桜町3番5号（本庁舎12階）

連絡先 084-928-1132

メール kouen-ryokuchi@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2026年（令和8年）4月14日（火）
実施要領（募集要項）等の配布期間	公告の日～同年4月28日（火）午後5時まで
質問書受付期間	公告の日～同年4月24日（金）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026年（令和8年）4月27日（月） 福山市ホームページに掲載します
参加申込書の受付期間	公告の日～同年4月28日（火）午後5時まで

企画提案書の提出者の選定通知	2026年（令和8年）5月8日（金）
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）5月8日（金）～ 同年5月18日（月）午後5時まで
プレゼンテーション（ヒアリング）の実施	2026年（令和8年）5月26日（火）
企画提案書の選定通知	2026年（令和8年）6月5日（金）

(3) 実施要領（募集要項）等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

公告の日から2026年（令和8年）4月28日（火）の午後5時までとする。

イ 配布場所

本市公園緑地課ホームページにて公表する。

(4) 質問及び回答

業務内容等に関する質問は、次のとおり受け付けます。

ア 質問書提出期間

公告の日から2026年（令和8年）4月24日（金）の午後5時までとする。

イ 質問書の提出方法

質問書（任意様式）を(1)宛てに電子メールで送付すること。

※メール送信の際は、件名に「五本松公園基本・詳細設計業務委託に関する質問【事業者名】」と記した上で送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、2026年（令和8年）4月27日（月）までに本市公園緑地課ホームページに掲載することとし、口頭での回答は行わない。

なお、回答は本要領と同等の効力を持つものとする。

7. 参加申込書の作成等

(1) 受付期間 2026年（令和8年）4月14日（火）から同年4月28日（火）午後5時まで
（郵送の場合は4月28日（火）午後5時必着）

(2) 提出場所 6. (1)の担当課に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数 次のア～オの書類を作成し、各1部を提出してください。

ア 参加申込書（様式1）

イ 実績報告書（任意様式）

2016年度（平成28年度）以後において、以下に掲げる業務の履行実績を1件以上有すること。完了した実績について、概要が分かる資料（契約書、業務報告書又はそれに類する物）を添付してください（写しでも可）。共同事業体による参加の場合は、代表者の実績としてください。

・国又は地方公共団体等がプロポーザル方式で発注した、設計対象面積11,000㎡以上の都市公園または都市緑地の基本設計

ウ 使用印鑑届（様式2）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

エ 委任状（様式3）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

オ 誓約書（様式4）

8. プロポーザル参加資格の確認

7. で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行います。

(1) 参加資格確認結果の通知（様式5）2026年（令和8年）5月8日（金）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知します。

(2) 参加資格確認結果の公表

参加資格確認結果については福山市ホームページに公表します。

(3) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行います。
- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

9. 企画提案書の作成等

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書を作成・提出すること。

企画提案書は、A4版10枚以内、原則片面印刷とし、文字の大きさは、11ポイント以上（図表は除く。）とする。

(1) 受付期間 2026年（令和8年）5月8日（金）から同年5月18日（月）午後5時まで
（郵送の場合は5月18日（月）午後5時必着）

(2) 提出場所 6. (1)の担当課に同じ

(3) 提出方法 持参または郵送（持参の場合は、受付期間の内土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

(4) 提出書類及び部数

- ・企画提案書 9部
- ・見積書 1部
- ・企画提案書には、提案者が特定できるような会社名、住所、名前、ロゴマーク等の表示を記載しないで

ください。

※ 提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

10. 企画提案書の評価及び評価基準

9. で提出された企画提案書をもとに五本松公園基本・詳細設計業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行います。なお、質疑応答時に評価委員が求めた場合を除き、企画提案書に記載のない事項を新たに提案することや、資料を追加配付することは認められません。

(1) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

ア 日時 2026年（令和8年）5月26日（火）

イ 所要時間 1者30分以内（概ねプレゼンテーション20分、質疑10分）

- ・開始時間及び場所は、参加資格の確認結果通知時に別途通知します。
- ・パソコンを使用する場合は各自で用意すること。なお、液晶モニター（SONY FW-75BZ40H）及び接続ケーブル（HDMI ケーブル 5m）は、市で用意します。
- ・プレゼンテーションの際は、企画提案書を要約した資料を液晶モニターに映して説明することも可能です。また、その資料を各評価委員に紙面で配布することも可能です。その場合は、資料を9部用意してください。
- ・プレゼンテーションは個別に行います。他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできません。
- ・提案者は3名以内とする。
- ・プレゼンテーションの際には、自社名を明かさないでください。また、使用する資料にも、提案者が特定できる表記及び社章等は記載しないでください。

(2) 評価項目・基準 別表のとおり

- ・評価点が基準点全体の60%未満の場合は、交渉権者として選定しない。

(3) 受注候補者の特定

評価委員会における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定します。なお、評価委員会による評価の結果、同点になった場合は見積書の金額が低い者を本業務の受注候補者として特定する。さらに同点となった場合は、くじ引きとする。

(4) 評価結果（様式6）・選定結果（様式7）の通知

2026年（令和8年）6月5日（金）

企画提案書の提出者全員に評価結果・選定結果を通知します。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではありません。通知後、福山市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行います。

(5) 評価結果の公表

評価結果については、本市公園緑地課ホームページにて公表します。

(6) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理

由)を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日以内に書面(様式は任意)により、市長に対して非選定理由の説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行います。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

(7) 受付場所 6.(1)の担当課に同じ

(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。
- ・企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

11. 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の確定をした後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。
- (2) 仕様書の作成に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約が9.(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限りません。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

12. 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3.の委託費(見積限度額)(予算額)を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領(募集要項)の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

13. その他の留意事項

- (1) 提出書類、企画提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとします。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したもの

とみなします。

- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加者の負担とします。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出してください。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとします。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとします。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとします。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。
- (18) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (19) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (20) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (21) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。
- (22) 受注候補者が、本市の指名除名措置又は入札参加資格の取消しを、企画提案書類提出者選定結果を通知した日から契約の日までの期間内に受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しないものとする。